

リサイクル預託金規約変更

(H20.12.11AA より)

出品・落札規程 【変更】

抜粋

2.(出品店申告義務内容)

出品店は、車両の出品に関して、出品申込書に下記の事項を正確に申告しなければなりません。

- ・ 年式(国内初年度登録とする)、車名、形状、グレード
- ・
- ・
- ・ 災害車等



2.(出品店申告義務内容)

出品店は、車両の出品に関して、出品申込書に下記の事項を正確に申告しなければなりません。

- ・ 年式(国内初年度登録とする)、車名、形状、グレード
- ・
- ・
- ・ 災害車等
- ・ リサイクル預託金

書類規程 【追加】 【変更】

抜粋

9.(その他)

出品時の書類遅延、落札時の登録完了の遅延等が再三にわたる会員は、JU愛知の裁定に従っていただきます。



9.(リサイクル預託金)

1. リサイクル料金預託済み車両は、JU愛知が定める出品申込書の所定の場所に預託金額の記載がある場合については、車両代金とは別に精算を行います。預託金額の記載がない場合は、車両代金に含め精算を行います。
2. リサイクル料金預託済みにて出品を行った場合は、リサイクル券の提出が必要となり、提出の無い場合は不備扱いとなる。尚、リサイクル券については、引取時料金通知書等金額の確認が取れるものであれば可能とする。
3. 出品申込書に申告されたリサイクル預託金額に過剰申告があった場合、落札店がオークション開催月の翌月末迄にJU愛知へ申告した場合に限り、出品店は、過剰金額の返金をするものとする。

10.(その他)

出品時の書類遅延、落札時の登録完了の遅延等が再三にわたる会員は、JU愛知の裁定に従っていただきます。